

建築・設備工事の積算基準について

平成29年7月5日

これまで宮崎県（営繕課）では、建築・設備工事の積算において、2つの基準（積算総括・共通費基準）を準用しておりましたが、営繕事務の一層の合理化・効率化、入札参加者及び受注者の利便性向上を図るため、下記のとおり準用する基準を統一することとしましたのでお知らせします。

記

1 変更内容

<積算総括・共通費基準>

	基準等 <変更前>	
一般施設	<u>公共建築工事積算基準</u> <u>公共建築工事共通費積算基準</u> <u>公共建築工事積算基準等資料</u>	<u>国土交通省大臣官房官庁営繕部</u> 監修
公営住宅	<u>公共住宅建築工事積算基準</u> <u>公共住宅電気設備工事積算基準</u> <u>公共住宅機械設備工事積算基準</u>	公共住宅事業者等連絡協議会 編集



	基準等 <変更後>	
一般施設	<u>公共建築工事積算基準</u> <u>公共建築工事共通費積算基準</u>	<u>国土交通省大臣官房官庁営繕部</u> 監修
公営住宅	<u>公共建築工事積算基準等資料</u>	

※ 詳細は、県ホームページ「建築工事積算基準等について」をご覧ください。
(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shakaikiban/tochi/page00050.html>)

2 適用対象となる工事

県が発注する建築・設備工事のうち、平成29年8月1日以降に入札公告を行うものに適用

3 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

営繕課計画・保全担当 電話0985-26-7548